

宿泊業、飲食業、小売業、生活関連サービス業等が対象  
新しい生活様式への対応に補助金を交付



ターゲット 8.9



ターゲット 17.17

令和2年5月29日

郡山市産業観光部

観光課

担当：鈴木 聡

TEL：924-2621

SDGs ターゲット 8.9「持続可能な観光業等促進するための政策を立案し実施する」

17.17「公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が行う、新しい生活様式に対応した感染症防止対策を支援するため、費用の一部を補助します。

- 1 申請受付期間 令和2年6月1日(月)～令和2年9月30日(水)まで
- 2 補助対象者 市内で宿泊業、飲食業、小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業及び娯楽業を営む事業者（資本金又は出資金10億円未満）
- 3 対象経費 飛沫防止シート、間仕切り設置、手指消毒薬剤の購入など、新しい生活様式へ対応した新型コロナウイルス感染症防止対策に要する経費
- 3 対象期間 令和2年4月1日～令和2年7月31日までに支出したもの
- 4 補助上限額

補助対象者	1事業所当たりの収容人員	補助率	1事業所当たりの補助上限額
宿泊業	300人以上	対象経費の3分の2（千円未満切捨て）	300万円
	100人以上300人未満		100万円
	100人未満		50万円
飲食業	100人以上		30万円
	50人以上100人未満		20万円
	50人未満		10万円
小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業及び娯楽業			10万円

5 申請方法 オンライン又は郵送による申請



詳細は、郡山市ウェブサイトに掲載しています。（6月1日から）  
こちらからウェブサイトへアクセスできます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshikinogonai/sangyokankobu/kankoka/gomu/1/24084.html>